

請 願 文 書 表

(平成31年3月12日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第35号 (31. 2. 20) 年金を毎月支給に改めることを要請する意見書提出を求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>年金者組合では、年金引下げは違憲・違法であり、国連人権規約の「社会保障制度の後退禁止原則」にも違反するとして、兵庫県の原告116名を含む全国42都道府県の5,044名が全国39の地方裁判所で争っている。この裁判は、直接には安倍内閣による物価特例水準の解消を口実とした年金の引下げは許されないこと、「マクロ経済スライド」の発動による年金引下げは許されないとするものである。また、我が国の社会保障制度全般の在り方を憲法を生かしたものに改めることを求めている。</p> <p>年金問題は、決して高齢者だけの問題ではない。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収入減にも直結することは言うまでもない。</p> <p>高齢者の生活を破壊し、景気回復に悪影響を与える年金削減の中止を求めるに際し、差し当たり、年金者の生活は、月単位のサイクルで行われることを重視し、現在の後払い・2か月支給の方式を毎月支給に改める必要がある。</p> <p>よって、年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めるよう要請する意見書を国に提出するよう請願する。</p>
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市長田区 全日本年金者組合兵庫県本部 神戸支部協議会 副議長 木 下 雅 春</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>(代表) 朝 倉 えつ子      あわはら 富夫</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>